

公益財団法人 大阪ガスグループ福祉財団
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団（以下「本財団」という。）の定款第16条及び第32条の規定に基づき、本財団の理事及び監事並びに評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第26条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし本人の申出により辞退することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額500万円を超えない範囲で、理事会で決定する。ただし、監事にあつては、当該金額の範囲内で、監事同士の協議により決定する。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会等への出席等、必要の都度、一人1日当たり5万円（源泉徴収税を除く。）を支給する。
- 4 非常勤役員への各事業年度の報酬等の総額は200万円を超えないものとする。
- 5 評議員に対しては、評議員会等への出席等、必要の都度、一人1日当たり5万円（源泉徴収税を除く。）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条第2項に定める報酬等は、原則として毎月20日、振込により支給する。

- 2 前条第3項の報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、理事会が別に定めるところにより支給する。

(公表の定め)

第6条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。